

## 埼玉県思いやり駐車場制度をご存じですか？

問合せ先 障害者福祉課障害者福祉担当

### “埼玉県思いやり駐車場制度とは……”

障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方など歩行が困難な方や配慮が必要な方に「利用者証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用区画」および「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

#### 利用できる駐車区画

この表示がある駐車区画に、車のルームミラーに利用者証を掲示して停めることができます。



#### 利用者証 (3種類)

種類	車椅子使用者用	その他の障害者用、要介護者用	妊産婦、けが人など
デザイン	 ( 青色 )	 ( 緑色 )	 (オレンジ色)
有効期間	対象者として基準に該当しなくなるまで		あり
区画の利用方法	「車椅子使用者駐車区画」を優先利用 「優先駐車区画」のない駐車場は、「車椅子使用者駐車区画」の使用も可		

#### 利用者証 (3種類)

障害者手帳、難病関係受給者証、介護保険被保険者証、母子保健手帳などをお持ちの方のうち、交付基準を満たす方が交付を受けることができます。

対象者	申請窓口
障害者、難病患者 けが人など	障害者福祉課(市役所1階)
要介護1以上の方	介護保険課(市役所1階)
妊産婦	保健センター ☎049・271・2745

交付基準や申請に必要な持ち物などは  
こちら



埼玉県福祉政策課でも交付しています。  
詳細は県ホームページをご確認ください。



県HP  
はこちら



県電子申請  
はこちら

11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です

問合せ先 女性センター ☎049・287・4755

**暴力は人権侵害です**

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

「配偶者」には、法律婚の相手方、事実婚の相手方、生活の本拠を共にする交際相手が含まれます。男性、女性の別を問いません。また、離婚後も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

**様々な暴力**

暴力は、殴る・蹴る・物を投げつけるなどの身体的暴力だけではなく、

**精神的暴力** 怒鳴る、悪態をつく、「頭が悪い」などの暴言を吐く、長時間説教をする、長時間無視するなど

**性的暴力** 体調が悪い時に性行為を強要する、避妊に協力しないなど

**経済的暴力** 生活費を十分に渡さない、給料・年金などを取り上げる、家計を厳しく管理するなど

**社会的暴力** 電話やメールなどの返事が遅いと連続で連絡する、スマホの利用履歴や交友関係を監視するなど

令和6年4月1日施行の改正DV防止法では、法に基づ

く保護命令制度が拡大され、「自由、名誉、財産に対する脅迫を受けた者」も接近禁止命令などの申立てができるようになりました。

**被害などの状況は**

「令和5年度『DV相談プロセス事業における相談支援の分析に係る調査研究事業』報告書」では、「精神的DVを核とした複合的被害」が広がり、「加害者からの恐怖・監視による支配がみられる」とされています。また、周囲に頼れる人や理解してくれる人がおらず、孤立する方も多い状況です。



報告書の概要はこちら

**気軽に相談ください**

配偶者等からの暴力など、自分の努力だけでは解決できない困難を抱えた場合は、決して一人で悩まないでください。暴力を受けた側は悪くありません。

無料で相談できる下記の相談機関では、被害を受けている方の安全と自立のために必要な支援を行っています。

秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

**主な相談機関**

相談機関	受付、相談時間など	相談内容ほか
<b>市役所</b> 配偶者暴力相談支援センター (女性相談・DV相談(要予約)) ☎049・298・7716	<b>【相談日】</b> 月・水・金曜日10時～16時 ※ 祝日、年末年始を除く <b>【予約受付】</b> 月～金曜日8時30分～17時15分、土曜日8時30分～12時 ※ 祝日、年末年始を除く	<b>【女性相談】</b> 女性が抱える様々な悩み <b>【DV相談】</b> 身体的、精神的、性的、経済的DVに関する相談
<b>女性センター</b> (女性のための法律相談(要予約)) ☎049・287・4755	<b>【相談日】</b> 第2水曜日10時～13時 <b>【予約受付】</b> 火～土曜日9時～17時15分 ※ 祝日、年末年始を除く	離婚、DV、性的被害、職場の問題、相続など、女性が抱える法的な問題
<b>DV相談+(プラス)</b> ☎0120・279・889	電話相談(24時間) メール(24時間) チャット相談(12時～22時)	DVに関する相談 10か国語対応(チャット) メールとチャットは二次元コードから
<b>西入間警察署</b> ☎049・284・0110 緊急時は110	年中無休(24時間)	犯罪被害、DV、ストーカー行為などに関する相談
<b>県性暴力等犯罪被害専用電話「アイリスホットライン」</b> 全国共通番号#8891 または☎0120・31・8341	電話相談(24時間)、Web相談、面接相談・オンライン面接相談(Zoom)	性暴力、性犯罪被害相談 医療機関受診による支援(付添支援など、産婦人科、精神科) 弁護士による法律相談などの支援(連絡調整、付添支援など)
<b>よりそいホットライン</b> ☎0120・279・338→[3]を押す	年中無休(24時間)	性暴力、DVなど女性の相談

## 被保険者証(保険証)が廃止となります

問合先 保険年金課保険資格担当

令和6年12月2日以降、従来の国民健康保険・後期高齢者医療保険証は新規発行ができなくなり、マイナ保険証(保険証利用登録がされたマイナンバーカード)を基本とする仕組みに移行します。

従来の保険証の新規発行ができなくなりますが、発行済みの保険証(令和6年12月1日時点でお手元にある有効な保険証)は、廃止日以降も保険証に記載のある有効期限内で使用することができます。

◎**保険証の有効期限(令和7年7月31日)が切れた後に**ついて

○**マイナ保険証をお持ちの方**  
マイナ保険証をご利用ください。なお、お手元の保険証の有効期限を迎える前に、ご自身の被保険者資格などを簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」を送付する予定です(申請は不要)。

○**マイナ保険証をお持ちでない方**

お手元の保険証の有効期限を迎える前に、従来の保険証に代わるものとして「資格確認書」を送付する予定です(申

請は不要)。現在の保険証と同様に医療機関等の窓口で提示することで、引き続き医療を受けることができます。



後期高齢者医療  
詳細はこちら



国民健康保険  
詳細はこちら



## 11月1日からキャッシュレス決済がはじまります

問合先 市民課および若葉駅前出張所

11月1日から証明書発行手数料の支払いにクレジットカードなどのキャッシュレス決済が利用できるようになります。

### 【導入場所】

市民課および若葉駅前出張所

### 【対象となる手数料】

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、課税証明書、納税証明書など

### 【利用可能なキャッシュレス決済】

#### クレジットカード

Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club、DISCOVER

#### 電子マネー

iD、楽天Edy、nanaco

co、WAON、QUICPAY、交通系電子マネー(PiTaPaは利用不可)  
二次元コード決済  
PayPay、auPAY、メルペイ、楽天ペイ、d払い

### 【注意事項】

・現金との併用、ポイントでの支払いはできません  
・クレジットカードは一括払いのみです  
・電子マネーのチャージ(入金)はできません。残高不足の場合は、別の方法をご利用ください

・領収書が必要な方は現金でお支払いください  
・マイナンバーカード再交付手数料は現金でお支払いください



11月は児童虐待防止月間です～189(いちはやく)気づいてあげてそのサイン～

問合せ先 こども支援課子育て支援担当

令和5年度、県内の児童相談所が対応した虐待相談の件数は1万7472件となりました。令和4年度(1万7213件)に比べ259件増えており、児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあります。

**児童虐待とは**

**身体的虐待** 殴る、蹴る、激しく揺さぶる、やけどをさせる、首を絞める、戸外に締め出すなど

**心理的虐待** 否定的・差別的な言葉を繰り返す、無視、DVの目撃、こどもの面前でのけんか、他のきょうだいと差別的な扱いなど

**性的虐待** こどもへの性交、性的行為(教唆を含む)、性器や性交を見せる、ポルノ写真の被写体にするなど

**ネグレクト(養育の拒否・怠慢)** 食事を与えない、入浴させない、登校させない、車や家に置き去りにする、こどもにとって必要な情緒的愛情に応えない、保護者以外の同居人等が虐待を行っているにもかかわらず放置するなど

**迷わずご連絡ください**

市では、複雑化する児童虐待の問題に、より専門的に対

応すべく、子ども家庭総合支援拠点を開設しています。

ケースワーカーや家庭児童相談員などが、関係機関と協力し、児童虐待や子育て相談などに対応しています。児童虐待により、こどもの命が奪われる悲しい事件は後を絶ちません。地域の方々の「目くばり」「気づき」でこどもを虐待から救えます。

※ 連絡者の秘密は守られます。また、匿名でも構いません

**児童虐待に関する連絡先**

こどもの悲鳴が聞こえるなど緊急の場合は警察へ110番通報をお願いします。

・児童相談所全国共通3桁ダイヤル ☎189(いちはやく)

※ 24時間対応  
・川越児童相談所 ☎049・223・4152

・市こども支援課子育て支援担当 ☎049・271・1111

**子育てに困ったときの相談先**  
・児童・家庭総合相談窓口  
(こども支援課子育て支援担当)

☎049・271・1111  
・保健センター  
☎049・271・2745

11月は子供・若者育成支援強調月間です

問合せ先 こども支援課子育て支援担当

深夜外出やスマートフォンによるトラブル、不登校、貧困など、青少年をめぐる環境は急激に変化しています。

青少年による非行や犯罪を増加させている要因の一つとして、青少年の行動に対する大人の無関心さや、規範意識の低下など「大人の責任」が問われています。

市青少年健全育成連絡協議会では、市内5地区の青少年健全育成推進協議会と連携し、深夜営業を行う店舗への青少年の帰宅推奨のお願いや、防犯パトロールなどを実施し、地域でこどもたちの見守りを行っています。

**青少年健全育成推進協議会とは**

市内5地区(各中学校区に1地区)で地域の方々が会員となり、青少年の育成と安全な地域づくりのために、様々な活動を行っています。

こども・若者の育成支援のため、市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

**こどもたちのためにできること**

■登下校の時間に合わせて散歩する。

↳ こどもたちの見守りにつながります。

■ 玄関外の電灯をつけておく。

↳ 人目につかない薄暗い場所が減ることは、青少年を犯罪被害から守ることに効果的です。

■ スマートフォンのフィルタリングを積極的に導入する。  
↳ SNSなどがきっかけで青少年が性犯罪の被害にあうこともあります。

**誰かに悩みを話したい、聴いてほしいときは**

チャイルドライン(18歳以下対象) ☎0120・999・7777

**トラブルに巻き込まれたら**

警察相談専用電話 #9110  
消費者ホットライン(買い物などのお金のトラブル) ☎1888



## 野外焼却は禁止されています

問合先 生活環境課環境保全担当

『埼玉県生活環境保全条例』では、ダイオキシン類などの発生を抑制するため、一定の構造基準を満たす焼却炉を使用する場合は除き、野外焼却を原則として禁止しています。

市には、「近所でごみを燃やして煙で困っている」や、「野外焼却により洗濯物に臭いがついて困っている」などの相談が寄せられています。

家庭で発生した廃棄物は、野外焼却をせずに、リサイクルできるものと可燃ごみに分別して集積所に出すなど、適切に処理してください。

### ■次に掲げる野外焼却は、条例の適用から除外されません。

- ① 落ち葉焚きなど、日常生活を営むうえで通常行われる焼却であつて軽微なもの
- ② 稲わら焼きなど、農業や林業などを営むためにやむを得ないものとして行われる焼却（木の枝は燃やさないでください）
- ③ キャンプファイヤーやどんど焼きなど、風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却

### ■条例の適用から除外される場合でも、次の点に注意してください。

- ① 紙くずやプラスチック類などのごみを混ぜて焼却しない
  - ② よく乾燥させて、なるべく煙が出ないように焼却する
  - ③ 風向きを考えて焼却する
  - ④ 火の粉が飛ばないように焼却する
  - ⑤ 焼却を放置しない
  - ⑥ 条例の適用から除外される焼却であつても、なるべく集積所に出す
- ※ ①～⑥を遵守した上、近隣住民へ配慮して実施してください
- なお、焼却について市へ相談が寄せられた場合は、消火をお願いします。



## 不法投棄をさせないようにしましょう

問合先 生活環境課環境推進担当

### 不法投棄をさせてしまったら

所有地（管理地）への不法投棄を目撃した場合は、危険を伴うおそれがあるので注意や追跡などは行わずに西入間警察署に連絡し、日時、場所、ごみの種類と量、車両情報、人物の特徴などを伝えて行為者の特定を依頼してください。

### 西入間警察署

☎049・284・0110

不法投棄者が判明しない場合は、廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づき、その土地の所有者（管理者）が自らの責任で処分しなければなりません。

### 不法投棄をさせないために

- 土地の所有者（管理者）は次のような工夫を行い、不法投棄を未然に防ぎましょう。
- ・ 草木の除草や伐採を行い、見通しのよい環境を整える
  - ・ フェンス柵を設置し、侵入できないようにする
  - ・ 看板の設置を行う

### 市の取組について

不法投棄防止のための啓発看板を配布しています。看板

をご希望の方は、市役所2階の生活環境課までお越しください。



### 不法投棄は犯罪です

みだりにごみを捨てることは、法律で禁じられています。違反すると、5年以下の懲役または1000万円以下の罰金（法人に対しては3億円以下の罰金）またはその両方が科せられます。

11月は「埼玉県地産地消月間」です

問合先 産業振興課農政担当

地産地消とは、地域で生産された農林水産物を地域で消費しようとする取り組みです。

**【地産地消の主な効果】**

- ・消費者は、「農家の顔が見える関係」で生産状況なども確かめられ、新鮮で安心・安全な農産物を消費できる
- ・生産者は、消費者のニーズに対応した生産が図られる
- ・自給率の向上につながる
- ・食育の機会になる
- ・地域の伝統的な食文化の継承につながる

・輸送距離の短縮により地球温暖化などの環境問題に貢献

**【市の農業と主な取組み】**

市の農業の特徴は、消費地と生産地が近いという利点を活かし、鮮度が重要な野菜を中心に少量多品目の作物を生産する農家が多いことです。

市では、地域の消費者との交流・体験活動の実施、朝市の開催、野菜シールの普及、学校給食での地場産農産物の利用などの取組を行っています。

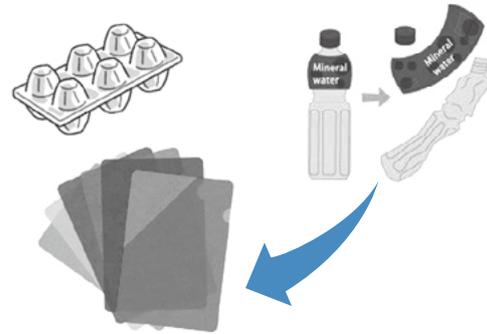
ペットボトルは分別して出しましょう

問合先 生活環境課環境推進担当

ペットボトルはきちんと分別しないと、収集することができず、ごみ集積所に残されてしまいます。

正しく分別をすることで、クリアファイルや卵パックとして生まれ変わり、再利用されます。大切な資源として有効活用できるように、ご理解とご協力をお願いします。

- ・中身を空にして水で洗いきれいにしましょう
- ・必ずキャップとラベルを取り外しましょう
- ・取り外したキャップとラベルは、その他容器包装プラスチックとしてごみ集積所に出しましょう



確定申告はスマホから

問合先 税務課市民税担当

確定申告会場は、どの会場も、毎年、大変混雑します。お手持ちのスマートフォン・タブレットで、簡単に確定申告をすることができます。来年の確定申告は、電子申告(e-Tax)をご利用ください。

**◆マイナポータル連携には、次の様なメリットがあります。**

- ① 医療費の領収書などの集計が不要
- ② 確定申告書の該当項目に自動入力可能
- ③ 作成した確定申告書はそのままe-Tax送信可能
- ④ 書類の管理・保管が不要

※ e-Taxとは、インターネットを使用して電子的に確定申告ができるシステムです

※ マイナポータル連携とは、政府が中心となり運営するオンラインサービスです。マイナポータルとe-Taxを連携することで、控除証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動反映が可能です

**〈確定申告のためのマイナポータル連携事前準備説明会〉**

申告を簡単に行うためのマ

確定申告のためのマイナポータル連携事前準備説明会		
会場	市役所102会議室	若葉駅前出張所
期日	12月9日(月)	12月10日(火)・11日(水)
時間	1回目:10時~11時30分 2回目:13時30分~15時	10時~11時30分
定員	各回20人	各回20人
持ち物	スマホ・タブレット・マイナンバーカード 利用者証明用電子証明書(数字4桁)および署名用電子証明書(英数字6~16文字)のパスワードが必要です。 事前にマイナポータルアプリをインストールしてください。	



マイナポータル連携の事前準備に関する説明会を次の日程で行います。

※ 講習会で使用する通信料は自己負担となります(Wi-Fiはありません)

※ 給与収入や公的年金収入等の方向けの講習になります

対象 市内在住の方

定員 20人

申込方法 11月11日(月)から講習希望日および希望回、氏名、住所、電話番号を電話または、専用フォームから

## 学童保育室の入室説明会を実施します

問合せ先 子ども支援課子育て支援担当

市内学童保育室の各運営事業者の主催により、学童保育入室説明会を下記のとおり実施します。  
 なお、放課後児童クラブたんていクラブ(南小学校区)の入室説明会および書類配布は令和7年2月ごろの実施を予定しています。

**日時** 場所等は下表参照  
**対象** 令和7年度小学校入学予定の児童および保護者  
**場所** 各学童保育室(南小学校区除く)  
**内容** 学童保育室の標準的保育内容、年間行事予定、保育料、入室手続きなど

運営事業者	小学校区	クラブ名	開催日	時間	開催場所	申込手続
NPO法人 カローレ	第一小	なかよしクラブ	12月7日(土)	10時~12時	なかよしクラブ	申込書類 令和6年11月下旬から各クラブ で配付開始 申込期限 各クラブ入室説明会~ 令和7年2月7日(金)
	第二小	どんぐりクラブ	12月14日(土)	10時~12時	どんぐりクラブ	
	新町小	ひまわりクラブ	12月7日(土)	10時~12時	ひまわりクラブ	
	杉下小	ありんこクラブ	12月14日(土)	10時~12時	第2ありんこクラブ	
	長久保小	はちまんクラブ	11月30日(土)	10時~12時	第1はちまんクラブ	
	藤小	つくしんぼクラブ	12月14日(土)	11時~12時	第2つくしんぼクラブ	
	栄小	つばきやまクラブ	1月18日(土)	10時~12時	第1つばきやまクラブ	
株式会社 らしく	第一小	Beらしく鶴一	11月30日(土)	10時~12時		申込書類 入室説明会以降にクラブで配付 申込期限 なし
NPO法人 すくすく	小学校区 指定なし	一本松学童クラブ	11月23日(祝)	10時~13時 ※ 上記時間帯の いつでも対応可能	各クラブで開催 (詳細HPをご参照くだ さい)	申込書類 入室説明会以降にクラブで配付 申込期限 なし
株式会社 スプラウト		クローバークラブ (若葉台幼稚園内)	随時	随時		申込書類 12月以降にクラブで配付 申込期限 なし

## 競争入札参加資格審査申請の受付

問合せ先 財政課契約担当

令和7・8年度に市が発注する物品・その他の競争入札参加資格審査申請の受付を行います。  
**申請期間**  
 12月2日(月)~27日(金)  
**申請方法**  
 原則専用フォームによるオンライン申請(新規申請・更新申請専用フォーム)



HPはこちら

※ やむを得ない事情がある場合は郵送可  
 ※ 詳細は、市ホームページをご覧ください  
**入札参加資格の有効期間**  
 令和7年4月1日~令和9年3月31日

## 市民意識調査にご協力を

問合せ先 健康長寿課健康増進担当

市民の皆さんから健康づくりや食育に関する意識や関心、日ごろの生活習慣などについて意見を伺うため、健康に関する市民意識調査を実施します。  
 この調査結果は、健康つるがしま21(健康づくり計画・食育推進計画)策定のための

基礎資料として活用させていただきます。  
 調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。  
 発送は11月中旬を予定して  
**対象** 15歳以上の市民2400人(無作為抽出)

## 11月はケアラー月間です

問合せ先 福祉政策課  
 福祉政策・地域福祉担当

ケアラーとは、家族などの身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活のお世話や援助をしている方です。  
 埼玉県では11月を「ケアラー月間」と定め、集中的な広報啓発を行い、ケアラー支援への理解と協力の輪を広げ、ケアラーが孤立すること



詳細はこちら

のない社会の実現に取り組んでいます。

119トピックス

問合先 坂戸・鶴ヶ島消防組合総務課 ☎049・281・3118

消防署公開・坂戸消防署  
東分署移転について

11月9日の「119番の日」に合わせて、坂戸市内の消防署および鶴ヶ島消防署を市民の皆さんに公開します。消防車内や積載品などを見学することができ  
ます。

**公開日時** 11月3日(祝)～9日(土) 9時～16時

**公開施設** 坂戸消防署、東分署、西分署、鶴ヶ島消防署

11月1日をもって坂戸消防署東分署庁舎を東坂戸二丁目地内から中小坂地内に移転しました。

東分署新住所

坂戸市大字中小坂469番3

※ 旧東分署の見学はできません

問合先

坂戸・鶴ヶ島消防組合坂戸消防署 指揮担当 ☎049・281・3494



(新)坂戸消防署東分署



坂戸消防署



坂戸消防署西分署



鶴ヶ島消防署

「守りたい未来があるから  
火の用心」

秋季全国火災予防運動実施

11月9日(土)から15日(金)は、秋の全国火災予防運動期間です。寝室などに煙式の住宅用火災警報器を設置しましょう！設置済の方は定期的に警報器の掃除や点検をお願いします。

管内の火災原因ワースト3(令和5年中)

- 1位 放火(疑いを含む) 9件
- 2位 タバコ 5件
- 3位 火入れ(焼却の放置など) 3件

問合先

同組合予防課 ☎049・281・3117

防火ポスターの優秀作品が決定！

坂戸・鶴ヶ島消防組合では、鶴ヶ島市と坂戸市の小学3・4年生の児童を対象とし、夏休み期間中に「防火ポスター」を募集しました。

その結果、246点の応募があり、50点が入選しました。さらに、その中から最優秀作品1点と優秀作品6点を選出しました。

最優秀作品

坂戸市立片柳小学校3年 小林紗愛さん



優秀作品

鶴ヶ島第一小学校3年 荒巻姫菜さん



長久保小学校4年 岡留龍さん



南小学校4年 加治蒼唯さん



ほか、坂戸市内の小学生3名 鶴ヶ島市内小学生の入選作品は秋季全国火災予防運動期間中を目安に次のとおり展示します。

**展示場所** 市役所1階ロビー

**展示期間** 11月1日(金)～15日(金)

※ 土曜日午後・日曜日、祝日を除く

問合先 同組合予防課 ☎049・281・3117



同組合HPはこちら

